

| 説明会Q & A |                                                                                 |     |                                                                                                                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q1       | グループホームの入所者に食事を提供しています。これは対象となりますか？<br>施設職員が調理したものを提供していますが、入所者が自分で調理することもあります。 | A1  | 施設の事業として実施している食事提供については、補助対象外となります。また、事業所として入居者だけでなく、地域の皆様にも参加を呼びかけ繋がり作りや居場所作りなどに取り組む場合は、補助対象となります。食材を提供する場合も同様です。                                                  |
| Q2       | 1世帯の人数が多い場合にも、配付する米の補助上限額は、1800円以内でしょうか？<br>お米以外も同様にお聞きしたいです。                   | A2  | 1世帯の人数が多い場合も、そのようになります。食材に係る経費は、<br>1セットあたり米：1800円以内、米以外の食材：700円以内<br>の範囲で補助させていただきます。                                                                              |
| Q3       | 事務費に、購入したものをを入れる袋等も含まれますか？                                                      | A3  | 含まれます。食材以外にかかる経費（消耗品購入代、調理の際の光熱水費等）は食材に係る経費の1割の範囲で補助します。                                                                                                            |
| Q4       | 申請時には交付決定日が確定されていないと思われるのですが、事業計画書（別紙1）に記載する「3事業実施期間」の開始日はいつにしたらよいのでしょうか？       | A4  | 交付決定後すぐに事業を開始する場合や開始日を明確にできない場合には、「交付決定日から令和7年10月31日まで」とご記入ください。                                                                                                    |
| Q5       | お米の購入は個別購入のみですか？30kg購入しこちらで2kg梱包してよいですか？                                        | A5  | 米の購入は個別購入に限りません。まとめて購入いただき、小分け梱包しての可能です。                                                                                                                            |
| Q6       | 既に申請済ですが日付けに誤りがある事に気づきました。訂正はメールで問題ないでしょうか？                                     | A6  | 訂正もメール提出で大丈夫です。<br>申請書類の提出はメール、郵送（特定記録）又は持参で承っております。                                                                                                                |
| Q7       | 当団体に4か所の事務所（各他市）がありますが、事務所ごとに申請は可能ですか                                           | A7  | 各事務所に異なる代表者が存在し、個別に運営を行っている場合は申請可能です。                                                                                                                               |
| Q8       | 県の設定金額から、オーバーした場合は、法人負担であれば、可能ですか？                                              | A8  | 県の補助上限額（1団体あたり40万円）をオーバーした額は、事業者様負担となります。事業者負担が発生することを前提に40万円を超えての事業実施していただいても構いません。                                                                                |
| Q9       | 余剰金が発生した場合、返金するようになりますか？                                                        | A9  | 精算払いが基本となります。実績報告時に支出したことが分かる領収書やレシートを添付していただき、支出が確認できた金額を振り込むこととなります。領収書やレシートを無くさないようにご注意ください。<br>交付決定額の5割以下の金額を概算払いをした場合で、支出額が概算払いをした金額より下回った場合は、返金していただく必要があります。 |
| Q10      | 後期募集分は11月からになりますか？                                                              | A10 | 後期の活動期間は令和7年11月1日から令和8年2月28日までとなります。後期募集については別途、県ホームページ等でご連絡させていただきます。                                                                                              |
| Q11      | 交付申請時に提出した収支予算書（別紙2）から金額を変更したい場合は、どうすればよいですか？                                   | A11 | 金額を変更する場合は、以下の書類の提出が必要です。<br>・補助事業変更計画書（別紙3）<br>・変更後収支予算書（別紙4）<br>・その他必要となる書類                                                                                       |
| Q12      | 食材以外のものを購入した際にも、レシートは必要ですか？                                                     | A12 | 食材以外にかかる経費（消耗品購入代、調理の際の光熱水費等）の補助を受ける際に必要となります。                                                                                                                      |
| Q13      | 交付決定はいつですか？申請時に交付が決定しますか。                                                       | A13 | 交付決定は令和7年7月22日以降となります。交付決定の際には、県から交付決定通知を郵送します。                                                                                                                     |
| Q14      | 補助金の申請額が定まっていない場合、どのように申請すればよいのか。                                               | A14 | 金額が決定していない場合は、各項目の上限額まで申請していただくことを推奨します。                                                                                                                            |
| Q15      | 食材配付・食事提供の対象者は、団体が普段対象としている人（会員）に限られますか？                                        | A15 | 普段支援対象としている方に限りません。まだ、支援の手が届いていない方と皆様が新たに繋がっていただく機会としてもご活用いただきたいと考えておりますので、地域で生活に困っている方に対し幅広く支援していただきたいです。                                                          |
| Q16      | 食材配付は同一世帯に月1回までと制限がありますが、食事提供も制限はありますか？                                         | A16 | 食事提供は、実施回数に制限はありません。                                                                                                                                                |